

第10期東広島市分別収集計画

目次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の 見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

令和4年6月

東広島市

1 計画策定の意義

東広島市は、昭和 49 年に誕生した旧東広島市と、旧黒瀬町、旧福富町、旧豊栄町、旧河内町及び旧安芸津町が平成 17 年 2 月に合併し、現在の市域となった。

本市では、広島大学の統合移転の完了、広島中央テクノポリスの指定、広島空港の開港等により、都市化の進展と人口の増加が続く中、ごみ量の増大や質的多様化により、極めて厳しいごみ処理環境にあったが、びん・缶、プラスチック製容器包装・ペットボトル、段ボール、雑がみの分別回収を順次追加するなど、資源化の推進・処分場の延命化を図ってきた。

平成 21 年 10 月には、竹原市・大崎上島町と共に一部事務組合「広島中央環境衛生組合」を設立し、この組合において既存施設の運営管理を実施している。令和 3 年 10 月から高効率ごみ発電施設と汚泥再生処理センターが併設された「広島中央エコパーク」を供用開始し、最終処分量ゼロシステムを実現した。

このような状況の中、容器包装リサイクル法（略称）第 8 条に基づき本計画を策定し、容器包装廃棄物の 3R を推進するとともに、廃棄物の減量、循環型社会の形成を一層推進するものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的な方向を以下に示す。

- (1) 住民、事業者、行政が一体となった住民参加型のごみの減量化とリサイクル運動を積極的に推進する。
- (2) 住民、事業者、行政が一体となって、ソフト・ハード全般にわたり、環境への負荷の少ない資源循環型社会の構築を基本とした快適な地域社会の実現を目指す。
- (3) ごみの発生及び排出の抑制に努め、排出されたごみは可能な限り再利用、資源化し、ごみの少ない社会づくりを目指す。
- (4) 廃棄物の適正処理を推進し、地域環境の保全を図る。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和 5 年 4 月を始期とする 5 年間とし、令和 7 年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色）、段ボール、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装 廃棄物	10,752t	10,716t	10,709t	10,704t	10,725t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 （法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、住民・事業者・再生業者・行政がそれぞれの立場から役割を分担し相互に協力連携を図りながら実施する。

- (1) 住民の減量化、資源化意識及び排出マナーに対する意識を高める。
- (2) 資源ごみの集団回収等の地域活動を、より一層推進する。
- (3) 資源化に向けて分別収集体制の効率化を図る。
- (4) 事業系ごみも家庭系ごみと同様の分別及びリサイクルを推進する。
- (5) 資源化を含めた、ごみ処理施設の整備を図る。
- (6) 再生品の販売や簡易包装の推進及び利用を促進する。
- (7) 環境教育、啓発活動を充実する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、住民の協力度、本市が有する再生施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		缶類
主として ガラス製 の容器	無色のガラス製容器	ビン類
	茶色のガラス製容器	
主として段ボール製の容器		段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		リサイクルプラ

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	359t		358t		357t		357t		358t	
主としてアルミ製の容器	199t		198t		198t		198t		198t	
無色のガラス製容器	124t									
	(引取量)	(独自処理量)								
	-	124t								
茶色のガラス製容器	205t		204t		204t		204t		204t	
	(引取量)	(独自処理量)								
	-	205t	-	204t	-	204t	-	204t	-	204t
主として段ボール製の容器	238t		237t		237t		237t		237t	
	(引取量)	(独自処理量)								
	-	238t	-	237t	-	237t	-	237t	-	237t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆを充てんするためのもの	196t		195t		195t		195t		195t	
	(引取量)	(独自処理量)								
	196t	-	195t	-	195t	-	195t	-	195t	-
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	1079t		1075t		1075t		1074t		1076t	
	(引取量)	(独自処理量)								
	1079t	-	1075t	-	1075t	-	1074t	-	1076t	-

(注) 独自処理量とは、指定法人による引取りではなく、市が独自に処理を行う予定量を示す。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

容器包装廃棄物の排出量の見込みを用いた次の算定方法を用いた。

$$\left(\begin{array}{c} \text{特定分別基準} \\ \text{適合物等の量} \\ \text{の見込み} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \text{容器包装廃} \\ \text{棄物の排出量} \\ \text{の見込み} \end{array} \right) \times [\text{分別収集対象人口率}] \times [\text{分別排出率}]$$

なお、各量及び率については次のとおりとした。

(1) 容器包装廃棄物の排出量の見込み

(単位:t)

	容器包装算定 対象廃棄物量 ※1D3	容器包装廃棄物 排出量の見込み P=D3×※2α										合計	
		スチール製	アルミ製	無色 ガラス	茶色 ガラス	その他 ガラス	飲料用 紙製	段ボール	その他 紙製	ペット ボトル	白色 トレイ		その他 プラスチック
R5	65,560	524	656	721	1,573	66	197	1,508	1,311	1,377	131	2,688	10,752
R6	65,344	523	653	719	1,568	65	196	1,503	1,307	1,372	131	2,679	10,716
R7	65,309	522	653	718	1,567	65	196	1,502	1,306	1,371	131	2,678	10,709
R8	65,268	522	653	718	1,566	65	196	1,501	1,305	1,371	131	2,676	10,704
R9	65,403	523	654	719	1,570	65	196	1,504	1,308	1,373	131	2,682	10,725

※1 一般廃棄物処理基本計画 (R4.3) で用いた値

※2 α:容器包装算定対象廃棄物量に占める容器包装廃棄物の比率 (手引きP33で人口動態が比較的近いF市の割合を採用した)

(2) 分別収集対象人口率

	分別収集対象人口率(%)										
	スチール製	アルミ製	無色 ガラス	茶色 ガラス	その他 ガラス	飲料用 紙製	段ボール	その他 紙製	ペット ボトル	白色 トレイ	その他 プラスチック
R5	100%	100%	100%	100%	0%	0%	100%	0%	100%	0%	100.0%
R6	100%	100%	100%	100%	0%	0%	100%	0%	100%	0%	100.0%
R7	100%	100%	100%	100%	0%	0%	100%	0%	100%	0%	100.0%
R8	100%	100%	100%	100%	0%	0%	100%	0%	100%	0%	100.0%
R9	100%	100%	100%	100%	0%	0%	100%	0%	100%	0%	100.0%

(注) その他ガラス、飲料用紙製、その他紙製、白色トレイは、分別収集していないため0%。

(3) 分別排出率

	分別排出率(%)										
	スチール製	アルミ製	無色 ガラス	茶色 ガラス	その他 ガラス	飲料用 紙製	段ボール	その他 紙製	ペット ボトル	白色 トレイ	その他 プラスチック
R5	68%	30%	17%	13%	0%	0%	16%	0%	14%	0%	40%
R6	68%	30%	17%	13%	0%	0%	16%	0%	14%	0%	40%
R7	68%	30%	17%	13%	0%	0%	16%	0%	14%	0%	40%
R8	68%	30%	17%	13%	0%	0%	16%	0%	14%	0%	40%
R9	68%	30%	17%	13%	0%	0%	16%	0%	14%	0%	40%

(注) 各品目の分別排出率は、直近年の実績 (令和3年度) が継続するものとした。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管段階
金属	スチール製容器	缶類	市による定期収集 資源回収団体	広島中央環境衛生組合 委託業者 民間業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	ビン類	市による定期収集 資源回収団体	広島中央環境衛生組合 委託業者 民間業者
	茶色のガラス製容器			
紙類	段ボール	段ボール	市による定期収集 資源回収団体	民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集	広島中央環境衛生組合 委託業者
	その他のプラスチック製容器包装	リサイクルプラ	市による定期収集	

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

容器包装廃棄物は、広島中央環境衛生組合の賀茂環境センターで缶類の選別・圧縮・保管、ビン類の選別・保管、ペットボトル及びリサイクルプラの選別・圧縮・梱包・保管を行う。段ボールは、収集後、直接委託業者へ搬入する。

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理		
スチール製容器	缶類	指定袋	パッカー車	賀茂環境センター委託業者		
アルミ製容器						
無色のガラス製容器	ビン類	指定袋		パッカー車	賀茂環境センター委託業者	
茶色のガラス製容器						
段ボール	段ボール	無し (紐で結束)			パッカー車	—
ペットボトル	ペットボトル	指定袋	パッカー車			賀茂環境センター委託業者
その他のプラスチック製容器包装	リサイクルプラ					

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 資源回収推進団体への支援

町内会、女性会、子ども会等の地域住民で組織する団体が実施する資源回収活動に対し報償金を交付することにより、廃棄物の減量化及び再資源化を促進するとともに、市民の廃棄物処理に対する意識の向上を図る。

(2) 情報提供の拡充

広報、ホームページ、出前講座などを活用し、ごみの3R運動や処理に関する情報を積極的に提供する。